

## 弁護士 高下謹壹先生の法律相談



### 第1回

# 「食品偽装問題と法律の適用」

**Q** 食品偽装問題（事件）とは、どのような問題ですか？

**A** 食料品の「小売・卸売」や「飲食店、ホテル等での提供」において、「原材料」、「生産地」、「消費期限・賞味期限」、「食用の適否」などに関し、事実や本来の趣旨と異なった表示がされて流通や販売、提供がなされた一連の事件のことです。

**Q** 食品偽装問題は、単に消費者との商道德上の信頼関係の問題なのでしょうか、それとも法律問題になるのでしょうか？ どのような法律が適用されるのでしょうか？

**A** 偽装の内容によっていくつかの法律が適用され、刑事罰もあります。「偽装」に対して、適用されるもっとも一般的な法律は、「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）で、所轄は消費者庁または公正取引委員会です。

**Q** この法律ではどういうことが定められていますか。

**A** 商品またはサービスの表示や広告において、品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると表示することにより、不当に顧客を誘引すると認められる表示（優良誤認表示）を禁止しています。

**Q** 禁止される「優良誤認表示」とは、どのようなものなのでしょうか。

**A** 商品、サービスの「品質」「規格」「その他の内容」についての不当表示です。具体的には、「品質」とは原材料、純度、添加物、効果、効能、性能、鮮度、栄養価等のこと、「規格」とは国等が定めた規格（例、JIS）、等級、基準等のこと、「その他の内容」とは有効期限、製造方法等のこと、これらを偽る表示のことです。

**Q** 「著しく優良であると表示」の「著しく」とは、どの程度をいうのでしょうか。

**A** 「著しく」とは、当該誇張の程度が、社会一般に許容される程度を超えて、一般消費者による商品、サービスの選択に影響を与える場合をいい、「著しく優良であると示す」とは、表示上の特定の文章、写真等からではなく、表示の内容全体から一般消費者が受ける印象、認識により総合的に判断され、事業者側の慣行や認識は基準とはなりません。

**Q** 違反する行為に対する制裁、罰則はあるのでしょうか。

**A** 消費者庁長官は違反業者に対し排除命令、再発防止のための必要な事項などを命じること（措置命令）ができ、命令の違反に対し2年以下の懲役、または300万円以下の罰金を科することができます。都道府県知事も不当表示の取りやめなどの指示ができます。

**Q** 罰則は、社員のほか事業者（法人）も処罰されるのでしょうか？

**A** 違反行為をした個人のほか、法人も罰則を受け（両罰規定）、その罰金額は最大1億～3億円と高額と定められています。

**Q** 景品表示法以外にも不当表示行為に適用される法律はあるのでしょうか。

**A** 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）（所轄・農林水産省）、食品衛生法（所轄・厚生労働省）、不正競争防止法（所轄・経済産業省）、詐欺罪（刑法第246条）（所轄・警察）が適用される可能性があり、それぞれ罰則があり、景品表示法と同様の両罰規定もあります。

＜景品表示法等に関するご質問、お問合せについて＞

高下謹壹法律事務所 電話 03-5568-6655(代)  
東京都中央区銀座5-8-5 ニューギンザビル10号館4F  
<http://www.takashita-law.jp>